

あきた公共施設等総合管理計画に基づく
「個別施設計画」（「交通安全施設」）

1 施設の概要

施設名称 信号制御機 1,851基（令和7年12月末現在）
 信号灯器 19,390灯（令和7年12月末現在）
 信号柱 8,557本（令和7年12月末現在）
 大型道路標識 1,823本（令和7年12月末現在）

を県内各所に保有している。

警察署別交通安全施設設置状況

警察署名	信号制御機	信号灯器	信号柱	大型道路標識
鹿角	71	617	272	101
大館	150	1,506	581	106
北秋田	76	795	344	107
能代	145	1,537	584	202
五城目	90	889	434	98
男鹿	50	485	225	44
秋田臨港	165	1,669	810	92
秋田中央	279	3,160	1,429	206
秋田東	133	1,505	744	86
由利本荘	173	1,766	826	242
大仙	197	2,132	884	158
仙北	47	468	210	140
横手	190	1,987	824	142
湯沢	85	874	390	99
計	1,851基	19,390灯	8,557本	1,823本

2 計画期間

令和8年度～令和26年度

3 対策の優先順位の考え方

交通安全施設は、種別によって更新基準（耐用年数）が異なり、設置場所等の諸条件によっては老朽化の度合いも様々となる。更新基準を経過した交通安全施設が、直ちに機能を維持できなくなることはないものの、県民に危険を及ぼす事故を発生させないよう保守点検により不具合を把握し、早急な対応が必要な交通安全施設は更新基準に優先して更新するなど、機能を継続的に維持しつつ計画的な更新を推進していく。

○ 更新基準

- ・ 信号制御機 19年（警察庁で定める更新基準）
- ・ 信号灯器 30年（当県独自の更新基準）
- ・ 信号柱
（コンクリート柱） 40年
（鋼管柱） 50年
（財務省 減価償却資産の耐用年数に関する省令を参考）
- ・ 大型道路標識
（鋼管柱） 50年
（財務省 減価償却資産の耐用年数に関する省令を参考）

4 管理施設の状態等

令和7年12月末現在、更新基準を超えた信号機を多数保有しており、重大障害の発生や、信号柱及び大型道路標識の倒壊等が懸念される。

これらの懸念事項を未然に防止するためには、補修、更新及び撤去等の必要な対策を適切な時期に実施する必要がある、漏れのない確実な点検により交通安全施設の状態を把握することが重要である。

5 対策内容、実施時期

県民生活に多大な影響を及ぼす交通安全施設の重大障害や、老朽化による信号柱の倒壊等により県民の生命・財産を脅かすこのとないよう、更新基準を超えた交通安全施設の計画的な更新や、点検結果及び補修履歴等を踏まえた更新を実施する。

交通安全施設の設置に際しては、真に必要性の高い場所を選定するとともに、既に設置されている施設については、必要性が低減したものについて撤去を進め適切なストック管理に努める。

6 対策概算費用

将来的に安全で円滑な交通環境を維持させるためには、交通環境の変化等により設置条件に該当しなくなった場合や必要性のなくなった場合、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能となった場合は、交通安全施設を撤去する。また、予算の平準化を図りつつ毎年度、信号柱等の計画的な更新を行うほか、路側標識への建て替えを積極的に進める。

○ 更新概算経費

- ・ 信号制御機 毎年度 85基更新 (毎年度 154,000千円)
- ・ 信号灯器 毎年度 610灯更新 (毎年度 141,000千円)
- ・ 信号柱 毎年度 105本更新 (毎年度 170,000千円)
- ・ 大型道路標識 毎年度 65本撤去 (毎年度 37,000千円)

計 毎年度 502,000千円